8、無資産証明について

内容等	無資産証明は、土地・家屋課税台帳に登録がされていない(土地・家屋を所有していない)ことを証明するものです。(この証明の基準日は1月1日現在です)なお、共有資産については確認出来ないため証明から除かれます 1枚につき200円
申請等に必要なもの	請求者本人(同一世帯の親族)の請求 ・運転免許証など本人であることを確認できるもの 代理人が請求する場合は、代理人本人を確認できる運転免許証等及び代理人であることの書類(委任状等)が必要です
	郵送による請求の場合、 1 市税証明請求書(連絡先電話番号は必ず記入してください)及び請求者本人を確認できる書類(納税通知書、運転免許証など)のコピーを添付してください
	2 同封するもの 手数料分の「定額小為替」(郵便局で購入してください) 返信用として請求者の宛名を記入し、切手を貼った返信用封筒
注意事項	法人の場合、請求書又は委任状等への押印は、代表者印でお願いします
行政手続法(条 例)等の基準	